



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年4月2日火曜日 第497号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則..... (労政雇用課) ... 296

告 示

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 300

指定医療機関の変更..... (") ... 300

指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 300

医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定..... (") ... 300

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... (") ... 301

介護機関（介護予防事業者）の指定..... (") ... 301

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... (") ... 301

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出..... (") ... 301

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出..... (") ... 302

地域保健医療計画の変更..... (医療対策課) ... 302

愛媛県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画（愛媛県感染症予防計画）の変更..... (健康増進課) ... 302

コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲..... (水産課) ... 302

土砂災害警戒区域の指定..... (砂防課) ... 302

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除..... (") ... 302

指定医師の所在地の変更..... (福祉総合支援センター) ... 303

訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令..... (薬務衛生課) ... 303

公 告

えひめこどもの城芝生広場エリアリニューアル業務の委託..... (子育て支援課) ... 306

動物用焼却炉の購入..... (畜産課) ... 307

雑 報

愛媛県内水面漁場管理委員会指示（2件）..... (水産課) ... 308

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第32号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（規則で定める手数料の金額）	（規則で定める手数料の金額）
第1条 省略	第1条 省略
2～6 省略	2～6 省略
7 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号	7 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 省略

(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験（次号から第7号までに該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鑄造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、プリプレス、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形 _____、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 18,200円

イ・ウ 省略

(3) 2級の技能検定に係る実技試験（実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満の在校生（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において指導員訓練（同項に規定する指導員訓練をいう。）若しくは職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいい、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。）（以下「23歳未満の在校生」という。）に係る実技試験に限る。）及び3級の技能検定に係る実

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 省略

(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験（次号から第5号までに該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鑄造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工 _____、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て _____、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、プリプレス、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形 _____、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 18,200円

イ・ウ 省略

(3) 3級の技能検定に係る実技試験（ _____ 在校生（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において指導員訓練（同項に規定する指導員訓練をいう。）若しくは職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう _____。以下同じ。） _____ に係る実技試験 _____

技試験（同日において23歳未満の者（同欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る実技試験に限り、第5号から第7号までに該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、プリプレス、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、配管、⁵⁰³厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 13,700円

イ 前号イに掲げる実技試験 10,600円

ウ 前号ウに掲げる実技試験 8,800円

(4) 3級の技能検定に係る実技試験（在校生に係る実技試験に限り、第6号及び第7号に該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、化学分析、貴金属装身具製作、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 12,100円

イ 第2号イに掲げる実技試験 10,100円

ウ 第2号ウに掲げる実技試験 8,900円

(5) _____ 3級の技能検定に係る実技試験（実技試験を実施す

_____に限り、次号及び第5号_____に該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 園芸装飾、造園、さく井_____、鋳造、鍛造、金属熱処理_____、機械加工_____、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理_____、仕上げ_____、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て_____、プリント配線板製造_____、時計修理_____、内燃機関組立て_____、_____、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製_____、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造_____、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造_____、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造_____、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、配管_____、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工_____、内装仕上げ施工、熱絶縁施工_____、サッシ施工_____、_____、ウェルポイント施工、化学分析_____、貴金属装身具製作_____、表装、塗装、広告美術仕上げ_____、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 12,100円

イ 機械検査又は婦人子供服製造の実技試験 10,100円

ウ 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 8,900円

(4) 2級及び3級の技能検定に係る実技試験（実技試験を実施す

る日の属する年度の4月1日において23歳未満の在職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項の被保険者をいい、出入国管理及び難民認定法 _____ 別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。） _____

_____に係る実技試験に限り、第7号に該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 前号アに掲げる実技試験 9,200円
- イ 第2号イに掲げる実技試験 6,100円
- ウ 第2号ウに掲げる実技試験 4,300円

(6) 3級の技能検定に係る実技試験（23歳未満の在校生に係る実技試験に限り、次号に該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 第4号アに掲げる実技試験 7,600円
- イ 第2号イに掲げる実技試験 5,600円
- ウ 第2号ウに掲げる実技試験 4,400円

(7) 3級の技能検定に係る実技試験（23歳未満の在校生であつて、在職している者に係る実技試験に限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 第4号アに掲げる実技試験 3,100円

る日の属する年度の4月1日において25歳未満の在職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項の被保険者をいい、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）及び同日

において35歳未満の在校生（同欄の在留資格をもって在留する者を除き、低所得世帯に属する在校生に限る。以下「35歳未満の在校生」という。）に係る実技試験に限り、次号 _____ に該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、プリプレス、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、配管、⁵⁵⁰厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 9,200円
- イ 機械検査又は婦人子供服製造の実技試験 6,100円
- ウ 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 4,300円

(5) 3級の技能検定に係る実技試験（35歳未満の在校生 _____ に係る実技試験に限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品

イ 省略

製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、化学分析、貴金属装身具製作、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 3,100円

イ 省略

8 前項第4号の「低所得世帯」とは、35歳未満の在校生の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が実技試験を実施する日の属する年度（当該実技試験の申込みを4月から7月までの間に行う場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）である世帯並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
八幡浜中央薬局	八幡浜市江戸岡一丁目870-3	令和6年2月1日

○愛媛県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) 医療法人 弘浜会 沢近医院	南宇和郡愛南町城辺甲347-2	令和6年2月6日
(変更前) 浜口医院		

○愛媛県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
八幡浜中央薬局	八幡浜市江戸岡一丁目870番地3	令和6年1月31日
高橋医院	喜多郡内子町五十崎甲1125番地	令和6年2月1日
文化堂薬局	今治市喜田村六丁目3番33号	令和6年2月11日

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会医療法人 同心会	西条市朔日市804番地	西条中央病院訪問看護ステーション	西条市朔日市804番地	令和6年3月1日

○愛媛県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ヒアサ薬局	今治市広紹寺町2丁目3-1	ヒアサ薬局壬生川店	西条市周布486番地4	令和5年12月1日

○愛媛県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ヒアサ薬局	今治市広紹寺町2丁目3-1	ヒアサ薬局壬生川店	西条市周布486番地4	令和5年12月1日

○愛媛県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社弘祐会	西条市丹原町寺尾甲31番地2	デイサービスセンターこうゆう庵	西条市丹原町寺尾甲31番地1	平成28年3月31日
有限会社ファミリエ	八幡浜市保内町宮内1番耕地570番地1	小規模多機能型居宅介護橙園	八幡浜市保内町宮内1番耕地570番地1	令和6年3月31日

○愛媛県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業者）から居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社弘祐会	西条市丹原町寺尾甲31番地2	居宅介護支援事業所こうゆう庵	西条市丹原町寺尾甲31番地1	令和3年2月28日

○愛媛県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社弘祐会	西条市丹原町寺尾甲31番地2	デイサービスセンターこうゆう庵	西条市丹原町寺尾甲31番地1	平成30年3月31日
有限会社ファミリエ	八幡浜市保内町宮内1番耕地570番地1	小規模多機能型居宅介護橙園	八幡浜市保内町宮内1番耕地570番地1	令和6年3月31日

○愛媛県告示第318号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、第7次愛媛県地域保健医療計画（令和4年4月愛媛県告示第402号）を変更し、第8次愛媛県地域保健医療計画を次のとおり定めた。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

（「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第319号

愛媛県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画（愛媛県感染症予防計画）を次のとおり変更した。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

（「次のとおり」は、省略し、変更後の愛媛県感染症予防計画の計画書は、健康増進課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第320号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第26号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、令和6年4月1日次のとおり定めた。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 西条市北条1407番1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 6 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれ

と接続して一体を成す内水面

- 7 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 8 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 9 宇和島市の二級河川本谷川水系本谷川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
津田川481-1343	宇和島市吉田町立間（次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第322号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
津田川481-1343	宇和島市吉田町立間(次の図のとおり)	土石流	津田川481-1343	宇和島市吉田町立間(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第323号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
青野 央	壬生川耳鼻咽喉科	西条市三津屋南9番10	高木耳鼻咽喉科	四国中央市下柏町681番地1	令和6年3月19日

訓 令

○愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)、覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)に関すること。</p> <p>(16)~(23) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)~(13) 省略</p> <p>(14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、<u>大麻取締法</u>(昭和23年法律第124号)、覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)に関すること。</p> <p>(16)~(23) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)~(13) 省略</p> <p>(14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関</p>

する法律、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律、覚醒剤取締法、あへん法、毒物及び劇物取締法及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例に関すること。

(15)～(22) 省略

省略

(事務の委任)

第4条 省略

2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任する。

(1) 別表企画課の表2の部に掲げる大麻草の栽培の規制に関する法律の施行に関する事務

(2)～(13) 省略

3・4 省略

別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

Table with columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (所長, 課長, 主幹). Row 1: 企画課, 1 省略. Row 2: 企画課, 2 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)の施行に関する事務. Row 3: 企画課, 3~21 省略.

備考 省略

する法律、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法、あへん法、毒物及び劇物取締法及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例に関すること。

(15)～(22) 省略

省略

(事務の委任)

第4条 省略

2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任する。

(1) 別表企画課の表2の部に掲げる大麻取締法の施行に関する事務

(2)～(13) 省略

3・4 省略

別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

Table with columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (所長, 課長, 主幹). Row 1: 企画課, 1 省略. Row 2: 企画課, 2 大麻取締法の施行に関する事務. Row 3: 企画課, 3~21 省略.

備考 省略

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Comparison table between '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Both tables show '別表第6(第4条関係)' with columns for 組織名, 事務の種類, 事項, and 決裁区分 (知事, 部長, 局長, 課長, 主幹). The '改正前' table has a red line under '6 大麻 1 大麻取扱者に関すること。' in the '事項' column.

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

ア 実施体制等

本業務の実施に必要な体制、1で示した業務と同種若しくは類似の業務の受注又は運営若しくは参画の実績、确实かつ効果的なスケジュール

イ 屋根の新設

規模及び景観との調和、機能性、安全性

ウ トランポリン遊具の更新

利用者の楽しみや安全に配慮した大きさや構造、適切な管理への配慮

エ その他リニューアル

工事期間中の興味を引くイベント、配慮が必要な利用者への対応

オ 追加提案

追加提案の実現性及び有効性

カ 見積金額

計上費用の妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
子育て支援課子ども健全育成グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2448

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和6年4月2日(火)から4月16日(火)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和6年4月16日(火)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和6年5月13日(月)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
子育て支援課子ども健全育成グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2448

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Renew

Grass Square area at the Ehime Children's Playground, 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 16 April 2024

Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 13 May 2024

(3) For further inquiries relating to the proposal, please

contact: Child Healthy Upbringing Group, Child Care Support Division, Lifelong Support Promotion Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2448

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

動物用焼却炉の購入

(2) 購入物品名及び数量

動物用焼却炉 1基

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和7年1月31日(金)

(5) 納入場所

愛媛県南予家畜保健衛生所の解剖・焼却棟
(所在地:愛媛県西予市宇和町稲生257番地)

(6) 入札方法

ア 入札は、紙入札で行うこととする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県農林水産部農業振興局畜産課

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2575

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）して提出

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付又は愛媛県ホームページからダウンロード

- (4) 開札の日時及び場所

日時：令和6年5月14日（火）午後1時30分

場所：愛媛県庁 第一別館7階 農林水産部会議室

（都合により、変更する場合がある。）

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和6年5月7日（火）午後5時00分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) 契約の成立

この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。

- (8) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Incinerator for animal, 1 Set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., May 14, 2024
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Livestock Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2575

雑 報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第25号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、にほんうなぎの採捕の禁止について、令和6年4月1日次のとおり指示した。

令和6年4月2日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 岡村重治

1 指示の内容

- (1) 採捕を禁止する水産動物
全長25センチメートルを超えるうなぎ
- (2) 禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- (3) 禁止区域
愛媛県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと連接一体を成す水面
- (4) 適用除外
愛媛県漁業調整規則第47条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

2 指示の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第26号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、令和6年4月1日次のとおり指示した。

令和6年4月2日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 岡 村 重 治

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件の全てに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで